

国際会計基準への移行における留意点 金融機関の固有課題、対応策

あらた監査法人 代表社員 公認会計士 伊藤 嘉昭

2009年2月4日に金融庁より「我が国における国際会計基準の取扱いについて(中間報告)(案)」が公表され、日本においても国際会計基準(IFRS)の適用(アダプション)の可能性がより現実味を帯びてきた。一方、現在の経済環境は一昨年からのサブプライム問題に端を発した欧米金融機関の破綻等、金融危機の影響が実体経済にも深刻な影響を及ぼしており、日本を含め「百年に一度の経済不況」と言われる状況に陥っている。しかしながら、このような環境下であるからこそ、特にグローバルに展開する日本企業においては、中長期的な視点でグループ経営管理コストを大幅に削減するため、さらにグローバル企業としての生き残りをかけた国内外の他の企業グループとの経営統合を機動的かつ短期間で実現するため、IFRSの適用は避けることのできない経営課題の一つとなっており、本稿においては特に金融機関がIFRSに移行するにあたっての留意点として、業界固有の課題及び必要な対応策について考察する。

金融機関業務の固有課題

日本企業にIFRSの適用が認められた場合には、当該IFRS準拠の財務情報は会社法・金融商品取引法のみならず、証券取引所や監督当局等への財務報告目的にも用いられることが予想される。それは、企業グループ内の業績把握および評価の測定方法(管理会計)、株主への配当可能額の算定や税金計算等の会計固有の問題に留まることなく、決算・業務プロセス、ITシステム、さらには取引先との契約内容や取引スキームの見直し等、ビジネスそのものにも広範に影響を及ぼすものと考えられる。

特に金融機関においては貸出金、有価証券・デリバティブといった多種多様な金融商品を保有しているため、当該金融商品の認識及び測定、金融資産の譲渡、特別目的事業体(SPEs)の連結判定等の分野において、IFRSへの移行に伴う影響が大きいと予測される。

例えば、日本国内の貸倒引当金の算定方法に関する会計実務は、金融監督当局が策定した金融検査マニュアルに基づいた自己査定を

実施し、当該査定結果に基づき債務者区分をベースにした貸倒引当金を計上しているが、IFRSでは減損を示す客観的な証拠に基づき、帳簿価額と将来見積キャッシュ・フローを当初の実効金利で割り引いた現在価値との差額を減損として認識することとされており、個別に減損の認識に至らない場合でも財務報告日現在において、発生しているが認識されていない損失の原因となる事象が生じている場合には、集合として一定の貸倒引当金を計上することとされている。したがって、その算定アプローチが異なっているため、貸倒引当金の計算プロセスを見直す必要がある。具体的には、減損を示す客観的な証拠をどのように定義づけるか、引当対象のセグメンテーションについては従来の債務者区分ベースからリスクの同質性に基づくセグメンテーションに変更するか、また、発生損失に対しての

み引当を計上するため、損失の原因となる事象からデフォルトが発生するまでの期間(損失確定期間)をどのように見積るか等、これまでの決算・業務プロセスでは検討されていない事項が新たな検討課題として挙がってくることになる。

IFRSを導入する場合、各々の企業の実情により検討すべき課題は異なるが、金融機関の業務に関連する主要な検討課題として以下の事項(図表1)が考えられる。

また、上記の会計固有の検討課題以外にも現行の会計基準からIFRSへの移行にあたっては、従前の会計方針及びマニュアルをIFRSに準拠したものに改訂する必要があり、その方針に従った財務報告プロセスや経営管理プロセス(管理会計を含む)の見直し、既存の情報収集プロセスや会計システムの対応能力の評価、負債・資本の区分が変更されることに

図表1

エリア	IFRS業務プロセス	業務プロセス、ITシステム
貸出金	<ul style="list-style-type: none"> 貸出金の範囲 貸出関連手数料及び費用の取扱い 実効金利法の適用 減損債権の定義 セグメンテーション 損失確定期間 一般貸倒引当金の計算方法 個別貸倒引当金の計算方法 減損債権の収益認識 リスク開示 	<ul style="list-style-type: none"> 金融商品ごとの関連手数料及び費用の把握 実効金利法に基づく収益認識 DCF法による貸倒引当算定 開示用データの保持
有価証券・デリバティブ	<ul style="list-style-type: none"> 金融商品の分類と測定 公正価値オプション 公正価値評価 Day 1 損益の取扱い 減損(減損の判定、戻し入れ等) 金融資産の認識の中止 デリバティブの範囲 繰込デリバティブの区分処理 ヘッジ会計の適用要件 リスク開示 	<ul style="list-style-type: none"> 公正価値の定義付けと測定 取得原価、減損データの保持 償却原価算定 リスク管理と文書化 ヘッジ有効性判定 開示用データの保持
特別目的事業体(SPEs)	<ul style="list-style-type: none"> SPEsの連結判定 金融資産の譲渡 サービシング資産・負債 	<ul style="list-style-type: none"> SPEsの全量調査 SPEsの財務情報の把握

伴う自己資本戦略の見直し、自己資本比率規制への影響等、企業経営全般にわたる課題(図表2)が考えられる。特に移行プロジェクトの推進にあたっては、実際にプロジェクトを推進し、企業のビジネスそのものを変革する人材・人員を確保することも重要な課題となる。

必要な対応策

会計基準が変わろうとも企業の経営実態が変わるものではなく、金融機関の経営者にとって不変なことは金融機関の健全な経営であり、それは強固なガバナンス体制の下、リスク管理の高度化を追求し、経営の効率化と健全な収益基盤を獲得することにあると考えられる。しかし一方で、投資家等の利害関係者に対しては経営の受託者としての説明責任を果たすべく迅速かつ透明性ある開示を実践していくことも経営者の責務といえる。

そのためには、早い段階でIFRS導入による影響分析を実施し、財務数値への影響度、決

算・業務プロセスへの影響および現行ITシステムの対応能力を把握し、IFRS移行プロジェクトを企業グループ全体の経営管理(コスト)の効率化という観点で、リスク管理の高度化等の他の経営課題への対応と整合性を取る形で全社的なプロジェクトとして進めていくことが重要となる。

具体的な事例としては、既に実施済みのバーゼルⅡ対応のために収集しているデータであるPD(デフォルト率)、LGD(損失率)といったリスク定量化パラメータは、調整は要するもののIFRSにおける貸倒引当金の算定に利用することが可能と考えられるし、バーゼルⅡ第三の柱「市場規律」で要求されるリスク管理、リスク測定に関する開示はIFRS第7号「金融商品:開示」で要求される金融商品から生じるリスクの定性的情報及び定量的開示のうち、市場リスクにおけるバリュアットリスクなどの感応度分析、信用リスクにおけるリスクの集中(地域別、業種別等)と減損に関する開示等として利用可能と考えられる。

図表2

業務プロセス	ITシステム
<ul style="list-style-type: none"> ・会計方針・マニュアルの改訂 ・勘定科目の見直し ・各種報告パッケージの改訂 ・見積り及び判断に関する意思決定(減損、ヘッジの有効性テスト等) ・広範な財務情報の収集 ・管理会計の見直し ・業績評価指標(KPI)の見直し ・規制当局向け報告書の見直し(バーゼルⅡ等) ・予算編成と実績管理 ・関係会社管理 ・財務報告に係る内部統制の再評価 	<ul style="list-style-type: none"> ・データの入手可能性とシステム要件の検討 ・財務会計及び連結システムの改訂 ・一元化されたデータウェアハウス、計算エンジンの構築(公正価値、実効金利法等) ・既存システムの整理・統合(システム処理能力の検討) ・経営管理情報システムの改訂
	人員
	<ul style="list-style-type: none"> ・プロジェクト期間を通じた継続的な人員の確保 ・経理・財務担当者に限らず、IFRSの理解を図る
ビジネス	
<ul style="list-style-type: none"> ・IFRSに基づくIR活動 ・IFRSの適用に伴う損益・純資産等の財務数値の変更による財務制限条項の見直し ・商品設計、取引契約について修正・変更の要否 ・負債・資本の区分変更に伴う自己資本比率等への影響分析と資本戦略の見直し 	

IFRSへの移行プロジェクトは、確かに経理部門による会計プロジェクトとして開始されるのが一般的だが、単なる会計プロジェクトとして捉えるのではなく、既に実施されているバーゼルⅡ対応やソルベンシーⅡ対応、また経営管理の効率化を目指すビジネス・プロセス・リエンジニアリング(BPR)等の他のプロジェクトとも相互に連携し、作業重複のない、無駄のないプロジェクトとすることが必要である。

また、IFRSに準拠した財務諸表を企業経営の実態を反映した有用な財務情報とするためには、企業取引の実態がIFRSに準拠した財務諸表上に適切に反映されるように留意周到に準備をすることも重要である。例えば、ヘッジ会計については、日本基準とIFRSでは以下の点(図表3)で異なるが、IFRSに移行した場合でも実際に実行しているヘッジ取引のヘッジ効果が財務諸表に反映できるように、現在採用しているヘッジ方針や管理体制、ヘッジ有効性の判定方法等の見直しも考えられる。

さらに、IFRSへの移行は企業にとって新し

伊藤 嘉昭(いとう よしてる)
千葉県出身、41歳。1990年早大政経卒。2008年あらた監査法人財務報告アドバイザー部代表社員。主に金融機関を対象に会計監査業務、日本・米国・国際財務報告基準のコンバージョン支援業務、米国企業改革法(404条)対応支援業務などを経験。



い会計基準を適用することができるため、新たに会計方針を戦略的に決定して、既存の複雑かつ相互に十分に連動していないITシステムを再評価し、より効率的なITインフラや業務プロセスを再構築できる機会と捉えることもできる。

したがって、金融機関にとってIFRSへの移行は、経営改革のための中期経営計画の一項目として位置付けられるべき経営課題であり、具体的な移行計画を立案し、直接作業に携わる人材を確保・育成することにより、将来の経営管理コストの最適化を実現し、金融機関の健全な成長と発展に寄与するものと考える。

図表3

	日本基準	IFRS
ヘッジ手段の測定	公正価値で測定されないヘッジ会計が認められている	すべて公正価値で測定されなければならない
公正価値ヘッジ	ヘッジ対象は影響を受けず、ヘッジ手段の評価差額を純資産の部に繰延	ヘッジ対象の公正価値の変動を調整し、評価差額は損益計算書上で認識
ヘッジ非有効部分	ヘッジ全体が有効と判定される場合、ヘッジ手段の損益のうち非有効部分についても繰延できる	非有効部分については、損益計算書上で認識
ヘッジ有効性判定	ヘッジ手段とヘッジ対象の重要な条件が同一である場合、事後的な有効性判定は省略できる	左記のような取扱いはない